

平成 29 年 9 月 22 日
日 本 年 金 機 構

振替加算の総点検についての相談体制の拡充

振替加算の総点検の結果、振替加算が加算されていない事象が判明しましたことにつきまして、お客様に多大なるご迷惑をおかけしていますことを、深くお詫び申し上げます。

また、お客様からのご照会に対応するために「振替加算専用ダイヤル」の設置を行っていますが、振替加算専用ダイヤルに多くのお客様よりご照会をいただいた結果、大変つながりにくくなっています。この点につきましても深くお詫び申し上げます。

これを受けまして、日本年金機構では、下記のとおりご照会対応のための体制を拡充しました。

また、ご照会いただいたご質問の中で、多く寄せられましたものにつきましてまとめましたので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

1. 相談体制の拡充

(1) 電話応答体制の拡充

従来、「振替加算専用ダイヤル（0570-030-261）」を設置し、本事案のご相談に対応しておりましたが、この対応について、9月25日（月曜日）以降、さらなる体制の拡充を行います。

①フリーダイヤルの開設（9月25日（月曜日）以降）

「振替加算専用ダイヤル（0570-030-261）」に替え、以下のフリーダイヤルを開設します。（専用ダイヤルは廃止しますので、ご注意ください。）

フリーダイヤル：0120-511-612

受付時間 平日 8：30～20：00

土日祝日 8：30～17：15

※お掛け間違いのないようご注意ください。

②応答回線の拡大

お客様からの照会状況を勘案し、応答する回線数を以下のとおり拡大します。

【これまでの体制】 40回線⇒【9月25日（月曜日）以降の体制】 100回線

(2) 年金事務所における振替加算にかかる休日相談臨時窓口の開設

振替加算にかかる照会を専門に対応する臨時窓口を以下のとおり開設します。

- ①開所日 9月23日(土曜日)及び9月24日(日曜日)
- ②開所時間 午前9時30分から午後4時まで
- ③開所場所 全国の年金事務所

※ 以下の年金事務所については、建物の工事等のため、開所できません。

※ 街角の年金相談センター等は開所しません。

○9月23日(土曜日)に開所しない年金事務所

東北福島(福島県)、大田(東京都)、青梅(東京都)、茂原分室(千葉県)、笠寺(愛知県)、高岡(富山県)、新宮分室(和歌山県)、博多(福岡県)、延岡(宮崎県)

○9月24日(日曜日)に開所しない年金事務所

大田(東京都)、青梅(東京都)、茂原分室(千葉県)、笠寺(愛知県)、新宮分室(和歌山県)、博多(福岡県)、那覇(沖縄県)

2. よくあるご質問

現在、振替加算専用ダイヤルにご照会いただいているご質問のうち、多く寄せられているものにつきましてまとめましたので、ご参照ください。

夫は昭和61年3月以前に、公務員として20年以上勤務した後に退職しました。私には振替加算が加算されていないようですが、加算されるのでしょうか。

回答：昭和61年3月以前に、公務員期間が20年以上ある方が退職した場合は、旧法の退職年金が支給されます。

旧法の退職年金を受け取っている方の配偶者（妻）には、振替加算は加算されません。

私に振替加算が加算されているか確認する方法はありますか。

回答：

①「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」

通常65歳になられた際にお客様にお送りしている「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」の裏面にある、【(B) 国民年金（基礎年金）】欄の「加給年金額または加算額」の項目に金額が記載されている方については、すでに振替加算が加算されています。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書（裏面）

【(B) 国民年金（基礎年金）】					
項番	基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ または繰下 げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)

この欄に金額の記載がある方については、すでに振替加算が加算されています。

② 「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」

平成29年5～6月にお客様にお送りした「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」にある、【国民年金（基礎年金）】欄の「振替加算額」の項目に金額が記載されている方については、すでに振替加算が加算されています。

※ 圧着はがきの「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」の例です。



国民年金 厚生年金保険 **年金額改定通知書**

この通知書は、年金額を証明する書類です。大切に保存してください。

年金の種類 年金

基礎年金番号	年金コード	
--------	-------	--

受給権者氏名

国民年金 (基礎年金)	基本額	円
	振替加算額	円
	支給停止額	円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
合計年金額 (年額)		円

厚生労働大臣 印影

この欄に金額の記載がある方については、すでに振替加算が加算されています。